

2021年（令和3年）10月26日

福岡拘置所長 殿

福岡県弁護士会

会 長 伊 藤 巧 示

同人権擁護委員会

委員長 中 原 昌 孝

警 告 書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権侵犯申立を受けた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置をとることとしております。

このたび、●●●●●●●●●●氏の申立てにかかる案件について、人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果、貴所に対して下記のとおり警告をすべきとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会においてこれを承認しました。

本警告をすることとした理由は、別紙「警告の理由」記載のとおりです。

記

- 1 申立人に対する監視カメラ付き第二種居室への収容を中止すること
- 2 今後、監視カメラ付き第二種居室への収容を行う場合には、被収容者のプライバシー権、人格権に対する制約となること、24時間体制の監視による被収容者への精神的負担が大きいこと、保護室収容については72時間以内と法定されていることなどを十分に考慮し、収容の開始及びその継続の必要性を慎重に判断すること

別紙

警 告 の 理 由

第 1 申立の概要

申立人は、死刑確定者として相手方の施設に収容されているところ、平成25年11月18日から相手方施設における監視カメラ付き第二居室に収容され、少なくとも令和3年3月2日まで同室を居室として24時間体制でカメラによる監視を受け続けている。相手方のかかる対応により、申立人のプライバシー権、人格権が侵害された。

第 2 法令等の規定及び認定事実

申立人からの聞き取り・受領資料、相手方への照会に対する回答結果、福岡矯正管区からの開示資料により、以下の事実を認定した。

1 居室の指定，種類，構造及び設備

被収容者が主として休息及び就寝のために使用する場所（居室）については、刑事施設の長が指定することとされている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「処遇法」という。）4条3項参照）。居室には、処遇法上、共同室と単独室があるが、死刑確定者の処遇は、例外なく単独室とされている（処遇法36条2項）。いかなる構造及び設備を備えた居室を設けるかについて、法令上の基準はない¹。また、職員による巡回を補完する目的で監視カメラが設置された居室を設けることについても、その基準についての法令上の規定はない一方で、これを制限する法令上の規定もない。そのため、監視カメラが設置された居室については、各刑事施設の長の裁量により設けられているものと解される。

2 相手方における第二種居室の設置など

(1) 第二種居室の設置

相手方は、居室の種類として、第二種居室と呼称される居室を設置している。

第二種居室とは、自身を傷つけるおそれや心情の変化が他の者

¹ 参考として、保護室の構造及び設備の基準については、損壊又は汚損しにくい、室内の視察に支障がない等の概括的な基準が定められている（処遇法79条6項，同規則39条）。

よりも大きい者を収容するためのものであり、一般的な居室と同じ居室棟に設置されている。

(2) 監視カメラ付き第二種居室の構造及び設備

第二種居室には監視カメラが付いている居室がある。これは、より綿密な動静観察を必要とする被収容者を収容する居室である。

もっとも、監視カメラ付き第二種居室の状況については、相手方は、保安警備上及び処遇上の観点から回答を差控えるとしているため、客観的かつ正確な構造等は定かでないが、天井の中央あたりにカメラ1台と集音マイクが設置されている。カメラによる視認範囲は居室全体に及んでいることは間違いない。

(3) 監視カメラ付き第二種居室への収容要件

相手方は、監視カメラ付き第二種居室への収容について、要注意者等処遇規程（平成25年9月13日付け達示第13号、以下「処遇規程」という。）を定めている²。

相手方は、各種保安事故を防止することを目的（処遇規程1条）として、被収容者につき、区分及び指定基準（同3条、同別表1）に従って、要注意者（同2条2項）を指定する。そして、「自殺・自傷」という区分の中に、「死刑又は長期刑の求刑，判決を受けた者」のうち、必要と認める者については、要注意者に指定する旨の基準を規定する。

要注意者に指定された者について、必要と認める場合に、指定内容を考慮して、監視カメラ付き第二種居室等の警備設備のある居室へ収容できると規定している（同4条2項）。

要するに、相手方は、死刑確定者に対する居室の指定につき、その裁量判断の基準として、要注意者該当性と監視カメラ付き第二種居室への収容の二段階で、必要性を要件としている³。

(4) 監視カメラ付き第二種居室への収容手続

² なお、要注意者等処遇規程は、相手方において、令和元年に新たに制定されている（令和元年10月16日付け達示第61号）

³ なお、要注意者該当性と監視カメラ付き居室への収容の二段階で必要性を要件としていることは、令和元年に新たに制定された要注意者等処遇規程においても変わらない。

要注意者への指定については、統括矯正処遇官又は主任矯正処遇官（以下「処遇統括等」という。）が、具体的事由等を視察表に記載の上、決裁を受けることとされている（処遇規程5条3項）。

要注意者へ指定した上で監視カメラ付き第二種居室を指定して収容する場合の収容期間⁴についての規定は不見当である。処遇統括等は、要注意者への指定継続の必要性並びに指定内容及び区分の変更の必要性について、随時見直しを行う（処遇規程5条5項）。なお、同規定については、令和元年に新たに制定された要注意者等処遇規程（令和元年10月16日付け達示第61号）において、毎月1回以上、処遇審査会⁵に付議する旨が明記された⁶。

監視カメラ付き第二種居室を指定し、あるいは収容を継続するに際し、被収容者に対する告知聴聞の機会の付与に関する規定は不見当である。

⁴ 収容期間の比較対象として、保護室及び静穏室を挙げる。

保護室とは、自身を傷つけるおそれがある者などを一時的に隔離して収容する部屋である。保護室への収容期間は、72時間とされ、特に継続の必要がある場合には、48時間ごとに更新できる（処遇法79条3項）。

静穏室とは、大声、騒音等を発し、居室棟内の生活環境を乱す者等を収容するため設けられた相応の設備及び構造を有する単独室をいう（平成23年3月7日付け矯成1255号矯正局通達「静穏室等への収容について（通達）」）。静穏室への収容期間は、原則として、7日目の午後5時までとされ、特に継続の必要がある場合には、72時間ごとに更新できる。

⁵ 処遇審査会とは、受刑者の処遇要領（矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。処遇法84条2項参照。）を定め、又は変更しようとするとき等に、刑事施設の長が、あらかじめ意見を聴く必要のある機関である（平成18年5月23日付け法務省矯成訓第3308号「受刑者の処遇調査に関する訓令」11条1項参照）。処遇審査会の構成員は、審査事項を考慮して刑事施設の長が指定する（同2項）。

相手方においては、（1）処遇部長、（2）首席矯正処遇官（処遇担当）、（3）首席矯正処遇官（企画担当）、（4）統括矯正処遇官（第二担当）、（5）統括矯正処遇官（第三担当）、（6）統括矯正処遇官（指導担当）、（7）統括矯正処遇官（分類担当）、（8）他所長が指定する職員、によって処遇審査会が構成され、処遇部長が委員長として会務を掌理するとされている（平成19年6月1日付け達示第36号「福岡拘置所における受刑者の処遇調査に関する細則」（平成25年当時のもの）5条2項、3項）。

⁶ なお、相手方は、「監視カメラ付き第二種居室への収容を継続するか否かについては、処遇審査会等の意見を聴いた上で、その継続の可否を決定しています」と回答しているが、処遇審査会「等」に具体的には何が該当するのかは不明である。

3 申立人に対する監視カメラ付き第二種居室の指定

申立人は、相手方の施設に収容される死刑確定者である。

申立人は、平成25年11月18日から監視カメラ付き第二種居室を指定され、同居室に収容されている。カメラによる監視は、24時間体制で稼働している。申立人に対する監視カメラ付き第二種居室の指定、収容は現在も継続していると思われる⁷。

4 収容の理由に関する相手方の回答

相手方は、申立人を監視カメラ付き第二種居室に収容した理由について、次のとおり回答した。

「死刑確定者の拘置の性質は、死刑確定者が来るべき自己の死を待つという特殊な状況にあり、容易に、極めて大きい精神的苦悩や動揺に陥ることがあると考えられ、死刑確定者の心情やこれに影響を与える事情を把握する必要性は、他の被収容者と比較して格段に大きいもので、当所は、申立人の日常生活における行動観察においては、細心の注意を払っていましたが、申立人が、当所が定めた保管私物限度量を超える物品を所持していたことや、ボックスファイルを使用して不正に製作した棚を所持していたことが認められました。

そのため、当所は、申立人の行動をより綿密に観察することによって、不測の事態の発生を未然に防止し、その収容を確保する必要があると判断し、平成25年11月18日、申立人を監視カメラ付き第二種居室に収容したものです。」

5 保管私物の保管限度量に関する基準及び運用

刑事施設の長は、被収容者の保管私物の総量が保管限度量を超えるときは、当該被収容者に対し、その超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めることができる（処遇法48条2項）。保管限度量は刑事施設の長が定めることとされており、受刑者以外の被収容者については、寝具を除き80リットル以上とされている。そして、保管限度量の認定基準としては、保管用の容器の容量を保管限度量とした場合において、寝具又はハンガーに掛かっている衣類を除いた保管私物を

⁷ 少なくとも、事件委員が申立人と最後に面会した令和3年3月2日までは監視カメラ付き第二種居室への収容が継続されている事実を確認した。

当該容器に収納させ、引出し又はふたが閉まらない状態になった場合に、棚等であれば、定めた高さを超えた場合に保管限度量を超えているものと認定する（平成19年5月30日法務省矯成第3342号法務省矯正局長通知「被収容者の物品の保管等について（通達）」）。

この保管私物についての保管限度量の制限は、監獄法下においてはなく、平成18年5月24日施行の処遇法において新設された。

相手方においては、保管私物の保管限度量として、キャリーバック（幅約40センチメートル、奥行き約25センチメートル、高さ約60センチメートル）1つが閉めきれぬ量及びかご（幅約45～48センチメートル、奥行き約28～36センチメートル、高さ約19.5センチメートル）2つのうち、1つは高さ約19.5センチメートルまで、もう1つは高さ約15.5センチメートルまでを超えない量とされている。

6 収容の理由に対する申立人の主張

相手方が回答した収容の理由に対する申立人の主張は、以下のとおりである。

(1) 保管私物限度量を超える物品の所持について

申立人が所持している保管私物については、平成18年の処遇法施行前から所持しているものであり、同法施行後もしばらくは相手方においても従前と同じ量の保管私物の所持が認められていた。ところが、ある時点より、職員から保管限度量を超えるため規律違反である旨の指摘を受けた。

現在でも保管限度量を超える保管私物を所持しているものの、相手方より処遇法48条2項に定める相当の処分がなされたことはない。

(2) ボックスファイルを使用して不正に製作した棚の所持について

ボックスファイルを使用して製作した棚とは、「田」の字の形にペーパーボックスを組み合わせて製作されたもので、高さも大人の腰くらいである。のり、ボンド等を使用して製作されているところ、棚を製作したのは申立人ではなく相手方の職員である。ただし、職員が製作したことを申告しておらず、申立人が製作した

ことになっていた。製作された棚については、平成25年に国庫に帰属することになったため、申立人の手元に現在はない。

第3 判断

1 被侵害利益

申立人は、平成25年11月18日以降、継続して、相手方から監視カメラを用いて24時間体制で監視されており、プライバシー権、人格権への侵害の程度は、重大である。

2 判断基準

個人のプライバシー権、人格権への重大な侵害にあたる措置が許容されるか否かについては、厳格な審査基準によって判断すべきである。具体的には、当該措置の目的が必要不可欠であり、かつ、手段が必要最小限度である場合に限り許される。

また、監視カメラ付き第二種居室への当初の収容開始が許される場合であっても、保護室への収容につき期間制限を定めた処遇法79条3項、同4項の趣旨に鑑み、監視カメラ付き第二種居室への収容継続の必要性についても慎重に検討すべきであり、収容継続の必要性がなくなった場合には速やかに収容を中止しなければならない⁸。

3 死刑確定者の処遇原則との関係

相手方は「死刑確定者の拘置の性質は、死刑確定者が来るべき自己の死を待つという特殊な状況にあり、容易に、極めて大きい精神的苦悩や動揺に陥ることがあると考えられ、死刑確定者の心情やこれに影響を与える事情を把握する必要性は、他の被収容者と比較し

⁸ 監視カメラ付き居室への収容及びその継続の違法性が問題となった裁判例として、熊本地判平成30年5月23日・判タ1455号103頁（以下「平成30年熊本判決」という。）を参照。

同判決は、「刑事施設の長が、その必要性を十分検討することなく、被収容者に対し、天井に設置した監視カメラにより被収容者を24時間監視できる構造を有するカメラ室を居室として指定し、あるいは、その必要性がなくなったにもかかわらず、漫然とカメラ室への収容を継続したような場合には、刑事施設の長が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかったものとして、国賠法上違法との評価を受けることになると解するのが相当である。」との判断枠組みにより、具体的事案の下、カメラ室への収容及び約4か月間の収容継続の必要性を肯定した一方、必要性が失われて以降の約3か月間の収容継続について、国賠法上違法と判断した。

て格段に大きい」旨を回答しているため、死刑確定者であることが監視カメラ付き第二種居室への収容の必要性判断をより緩やかにするものといえるのか問題になる。

処遇法32条1項は、「死刑確定者の処遇に当たっては、その者が心情の安定を得られるようにすることに留意するものとする。」と規定する。「心情の安定」とは、死刑確定者が、来るべき死刑の執行による自己の死を待つことによる精神的な苦悩や動揺を克服し、あるいはコントロールできる状態にあることを意味する。「心情の安定」は、すぐれて個々人の主観に関わる内心の問題であり、基本的に強制するような事柄ではなく、監獄法下の実務のように、心情の安定を図ることを理由に何らかの義務を課し、あるいは保障されるべき権利を制約するのは適当ではなく、死刑確定者本人が自ら心情の安定を得られるように、援助を与え、あるいは権利の制約にわたらない限りで心情の安定を害するような外的条件を排除するという形で配慮すべきであると考えられ、処遇法下においては、監獄法下での従来考え方を改めているとされている。

監視カメラ付き第二種居室を指定する必要性として、自傷のおそれと考えられるところ、自傷のおそれありと認められる言動等に死刑確定者とその他の被収容者との間に差異があるわけではない。他方、監視カメラ付き第二種居室を指定して継続監視することは、被収容者に対し、拘禁感などの精神的負担をより与えることになるため、一般的に心情の安定に資する措置ということもできない。

以上からすれば、死刑確定者であることは、監視カメラ付き第二種居室への指定及び収容継続の必要性を判断する際のひとつの考慮要素に過ぎず、死刑確定者であることから直ちに必要性を緩やかに判断すべきということとはできない。

4 監視カメラ付き第二種居室の指定の違法性

申立人に対する監視カメラ付き第二種居室の指定の目的は、自殺・自傷の防止にあると考えられる（処遇規程別表1参照）。当該目的は、受刑者の生命・身体を保護するとともに、刑事収容施設の保安事故を防止するため、必要不可欠なものといえる。

相手方は、平成25年11月18日より申立人を監視カメラ付き第二種居室へ収容した理由として、①保管私物限量を超える物品

を所持していたこと、②ボックスファイルを使用して製作した棚などを所持していたことを挙げている。

もつとも、相手方の回答のとおり、平成25年11月18日時点において、保管私物限度量を超える物品を所持していたことを前提としても、保管限度量違反と自傷のおそれとの間の関連性は認めがたい。保管限度量違反に対して処遇法が予定する措置は超過量に相当する量の物品の処分であるところ、相手方において相当の処分がとられたと認めるに足りる事実もない。加えて、申立人がボックスファイルを使用して棚を製作した、という相手方の認識する事実を前提としても、やはり棚の製作と自傷のおそれとの間の関連性は認めがたい。

さらに、申立人の主張によれば、①については、監獄法下において認められていた申立人の保管私物が引き続き保管されていたものであり、平成25年11月18日時点で新たに違反の事実が生じたものではない。また、②については、棚の製作は相手方の職員が行ったものであって、申立人についてより綿密に視察する必要があると認められるような言動があったわけでもない。

そうすると、申立人が死刑確定者であることを考慮しても、申立人が監視カメラ付き第二種居室に収容された平成25年11月18日時点において、自傷のおそれ等、申立人の居室を監視カメラ付き第二種居室に指定してより綿密な動静観察を行う必要性は認められないと言うべきである。

平成30年熊本判決は、刑務所内において、原告の言動が「刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき」（処遇法79条1項2号イ）に該当するとし、原告の刑務官への挑発行為が著しい興奮状態であったことから「刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき」（同号柱書き）に当たるとして、保護室への入室自体を適法としているものの、本件申立人の監視カメラ付き第二種居室指定による入室の必要性と大いに事情を異にしている。

また、相手方は、申立人について監視カメラ付き第二種居室への収容を約8年間にわたって漫然と継続しており、この間、処遇審査会等に申立人が出頭して告知聴聞の機会を与えられることもなかった。平成30年熊本判決が、具体的事案の下、監視カメラ付き居

室への収容の必要性が失われた後，3か月にわたって収容を継続したことを国賠法上違法と評価したことと比較しても，本件の人権侵害性は明白であり且つその程度も著しいというべきである。

5 小括

以上より，相手方による申立人の監視カメラ付き第二種居室の指定及びその継続は，申立人のプライバシー権，人格権を侵害するものといえる。

第4 結論

よって，警告書記載のとおり，警告する。

以上